

みんなチェック！最低賃金 北海道最低賃金



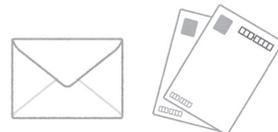
北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金は令和4年10月に改定されています。

最低賃金額 時間額 **920** 円

- 最低賃金には、**精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。**
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

問合せ 厚生労働省 北海道労働局 滝川労働基準監督署 Tel.24-7361

手紙を守るためのルールがあります



手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社および信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。（※宅配便やメール便では、原則として信書の送付はできません。）

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」のことです。

【具体例】

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<ul style="list-style-type: none"> ■書状 【例】手紙、はがき ■請求書の類 【例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書 ■会議招集通知の類 【例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 【例】免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含む ■証明書の類 【例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書 	<ul style="list-style-type: none"> ■書籍の類 【例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ■カタログ ■小切手の類 【例】手形、株券 ■プリペイドカードの類 【例】商品券、図書券 ■乗車券の類 【例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【例】入会証、ポイントカード、マイレージカード ■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの ■その他 説明書の類、求人票、名刺、振込用紙など

詳細については、総務省情報流通行政局郵政行政部ホームページまたは下記の問い合わせ先にてご確認ください。

問合せ 総務省 情報流通行政局 郵政行政部郵便課 Tel.03-5253-5975